

島原地域広域市町村圏組合事務局職員被服等貸与規程

昭和55年8月18日訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、島原地域広域市町村圏組合事務局職員（以下「職員」という。）の被服等（以下「被服」という。）の貸与について必要な事項を定めることを目的とする。

(被服の貸与)

第2条 職員で職務上被服を必要とする者には、この規程の定めるところにより被服を貸与する。

2 貸与する被服の品目、貸与期間及び貸与する職員の範囲は、[別表](#)のとおりとする。

3 管理者は、特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず貸与期間を伸縮することができる。

(着用の義務)

第3条 被服の貸与を受けた職員は、職務に服するときは必ず貸与被服を着用しなければならない。ただし、特別の事由により、所属長の承認を得た場合は、この限りでない。

(管理の義務)

第4条 被服の貸与を受けた職員は、善良な管理者の注意をもつて被服を着用し、及び保管しなければならない。

(き損等の処理)

第5条 職員は、貸与を受けた被服をき損し、又は亡失したときは、速やかに書面をもつて所属長に報告しなければならない。

2 職員の故意又は過失により貸与を受けた被服をき損し、又は亡失した場合は、その損害の程度に応じ、管理者が定める金額を弁償しなければならない。

(返納)

第6条 職員が退職し、失職し、若しくは死亡したとき又は被服の貸与を受けない職に転じたときは、速やかに貸与を受けた被服を返納しなければならない。ただし、管理者が特に返納を要しないと認めたときは、この限りでない。

(貸与期間の計算)

第7条 被服の貸与期間は、貸与の日の翌日から起算する。

2 前条の規定により返納された被服を更に貸与する場合の貸与期間は、返納した職員が使用した残りの期間とする。

(被服の払下)

第8条 貸与期間の経過した被服は、当該職員に払い下げするものとする。

(貸与原簿)

第9条 所属長は、島原地域広域市町村圏組合事務局職員被服貸与原簿（[様式](#)）を備え付

け、被服の貸与状況を常に明らかにしておかなければならない。

(委任)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この規程の施行の際現に職員に貸与されている被服は、この規程の規定により貸与したものとみなす。

別表（第2条第2項関係）

品 目	貸与期間	被服の貸与を受ける職員の範囲
事務服（上） （女子は上下）	3年	・全職員
女子夏事務服 （上）	2年	・女子職員
冬作業衣（上下）	1年	・不燃物処理センター現場職員
夏作業衣（上）	1年	〃
安全靴	1年	〃

様式（第9条関係）

島原地域広域市町村圏組合事務局職員被服貸与原簿

所属 課名	職 名	氏 名	異動 事項	年 月 日 年 月 日
貸与品目	使用期間	貸 与 経 過		
		第 号	貸与年月日	受領印